

教育長交際費の支出基準について

(平成 21 年 1 月 28 日作成)

教育長交際費の支出基準については、「市長交際費の支出基準について」を準用していたところであるが、教育長交際費の支出基準として今回作成するものである。

〔交際費の定義〕

交際費は、教育長が地方教育行政執行上あるいは地方教育行政機関の利益のために教育委員会を代表し、教育委員会以外(外部)との公の交際または交渉をするための経費をいう。

〔表意者の範囲〕

交際費の表意者は、教育長とする。

〔交際の利益〕

交際費の支出は、地方教育行政上の利益が見込まれる、または期待できることが前提であり、そのための行為には一定の合理性、客観性を必要とする。

ただし、結果として利益を担保しておくことは要しない。また、利益の価値についても基準を設けるなどして明らかにしておくことも要しない。

〔交際の相手方〕

交際の相手方は、その定義からして教育委員会の「外部」を対象とする。教育委員会の外部とは、地方教育行政の組織以外、人的には教育委員会の行政組織に属する職員等以外の全てを指す。

なお、教育委員会の行政組織に属する職員等とは、常勤の職員の他、教育委員会又は教育長が委嘱した非常勤特別職を含む。

ただし、弔慰金や見舞金等については、その行為が儀礼的で私的な社会関係であることから、この場合に限って教職員及び非常勤特別職員等個人は「外部」と見なす。

〔交際目的の説明責任〕

交際費の支出にあたっては、交際の目的や支出金額及び相手方などについて、明確にすること。

〔交際費の支出先〕

交際費の正当債権者は、支払いの相手方で交際の相手方ではない。

ただし、その経費の性質に鑑み、弔慰金や見舞金は交際の相手方にならざるを得ない。

〔交際費の経理〕

交際費の経理は、一般経理と同じように支出負担行為に基づき正当債権者に支払いをす

ることを原則とする。あらかじめ資金前途する場合であっても、収支の経理を明らかにしておく必要がある。

[交際費の種類]

弔慰金 (供花)	地方教育行政上の貢献度が高い功労者、公職者（教育委員等）及び教職員などに対し、弔意を表す場合（別途弔事における事務取り扱い要領）。
見舞金 (花等)	地方教育行政上の貢献度が高い功労者、公職者の病気、被災に対し見舞いの意を表す場合。 公共施設等による不慮の事故に対し見舞いの意を表す場合。
お祝い (祝電)	地方教育行政上関連が深い団体等の「入学式・卒業式」「〇十周年記念」「施設の落成式」などに対し祝意、敬意を表する場合。 小中学校周年記念式典 10,000円 その他の団体等の記念式典 5,000円～10,000円 市民等が社会的に高い評価を受けたことによって、教育委員会のイメージアップ等に貢献した時に祝意、敬意、謝意を表す場合。
会費	懇親会を目的とする会合の会費。
食料費 (会費)	地方教育行政執行上の交渉、依頼等に際しその意を表す場合。 地方教育行政執行上必要な交流、交際で会食を行う場合。 (福祉団体、市民団体等の公益的団体) 新春のつどい、新年会、忘年会等 会費相当分
餞別	地方教育行政上の貢献をした人または貢献をしようとする人が、帰省、帰国、遠征などの旅行をするときに、感謝、激励の意を表す場合。
儀礼	寄付等で教育委員会に財政的貢献をした人、専門的知識を有し教育委員会の地方教育行政に対し、特に貢献した人に対し謝意を表す場合。
手土産	見舞い、依頼、謝礼等の訪問に際し、その意を表す場合。
記念品	お祝い、餞別に同じ。
その他	教育行政の運営上、特に必要と認められる場合。

交 際 費 支 出 基 準 表

No	項 目	内 容	出欠	包金等	祝電等
1	弔事事務	別要領のとおり			
2	お祝い	小中学校周年記念式典	出	1万円	
		その他の団体等の記念式典	出	5千円～1万円	
		各区、コミュニティー地区の大会、催し物等	出		
		市内各種団体主催の総会、大会等	出		
3	会費・食料費	懇親会を目的とする会合	出	会費	

弔事における事務取り扱い要領

1. 弔電	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会委員 2. 教職員 3. 附属機関委員及び各種委員 4. 1～3の退職者 5. 1、2の配偶者、子、父母 6. 児童・生徒 7. 1～6以外で教育長が特に必要と認めた者
2. 葬儀への 教育長（又は代 理者）参列	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会委員 2. 教職員 3. 附属機関委員及び各種委員 4. 1の配偶者、子、父母 5. 2の配偶者 6. 1～5以外で教育長が特に必要と認めた者
3. 初盆参り	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会委員 2. 教職員 3. 附属機関委員及び各種委員 4. 1～3以外で教育長が特に必要と認めた者

※ 教職員に事務官も含む。

※ 葬儀の際の香典、供物は、別紙「弔慰金、供花等の支出基準」のとおりとする。

※ 附属機関委員及び各種委員とは、規則等で設置している附属機関、教育委員会又は教育長が任命、委嘱した者をいう。

（心身障害児就学指導委員会、生徒指導委員会、道徳推進協議会、適応指導教室運営委員会、校区審議会、社会教育委員、体育指導委員、スポーツ振興審議会、文化財保護審議会等）

別紙

弔慰金、供花等の支出基準

1.	教育委員会委員	生花
2.	教職員	生花
3.	附属機関委員及び各種委員	5千円
4.	1の配偶者、子、父母	5千円
5.	2の配偶者	5千円
6.	1～5以外で教育長が特に必要と認めた者	5千円～1万円又は生花

※ 生花は、15,000円～30,000円とする。

※ 上記基準のほか、教育長が特に認めたときはこの限りではない。

※ 初盆供物料は、5,000円以内とする。

弔 事 事 務 基 準 表

No	項 目	弔電	参列	弔慰金	初盆
1	教育委員会委員	有	有	有	有
2	教職員	有	有	有	有
3	附属機関委員及び各種委員	有	有	有	有
4	1～3の退職者	有			
5	1の配偶者、子、父母	有	有	有	
6	2の配偶者	有	有	有	
7	2の子、父母	有			
8	児童・生徒	有			
9	教育長が特に認めた者	有	有	有	有

※ 教職員に事務官も含む。

※ 教育長が特に認めた者とは、上記1～8の規定に該当しない筑紫地区教育長、校医、PTA会長、教育委員会に特に貢献した人及びその配偶者等をいう。